

「滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案」、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案」および「滋賀県景観計画の一部改定案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和3年11月26日(金)から令和3年12月26日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、県民等からの意見・情報の募集を行うとともに、関係行政機関に情報提供を行い、意見・情報の提出を求めたところ、その結果は次のとおりでした。

- (1) 「滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案」
 - 県民等から1件の意見・情報が寄せられました。
 - 関係行政機関から1件の意見・情報が寄せられました。
 - この意見・情報に対する考え方を別紙1のとおり取りまとめました。
 - なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。
- (2) 「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案」
 - 県民等および関係行政機関から意見・情報は寄せられませんでした。
- (3) 「滋賀県景観計画の一部改定案」
 - 県民等から2件の意見・情報が寄せられました。
 - 関係行政機関から意見・情報は寄せられませんでした。
 - この意見・情報に対する考え方を別紙2のとおり取りまとめました。
 - なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

- 「滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案」
 - 適用除外に関するもの 1件
 - 経過措置に関するもの 1件
- 「滋賀県景観計画の一部改定案」
 - 景観形成基準(太陽光発電設備)に関するもの 1件
 - 関連施策との連携等に関するもの 1件

3 今後の予定

令和4年2月14日 条例改正案を県議会2月定例会議提出
令和4年3月末頃 滋賀県景観計画の改定告示

別紙1

「滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	項目	意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
(1) 県民等から提出された意見・情報			
1	適用除外(第8条第1項第4号)	<p>路上等公共の場での犬フンやポイ捨てごみ対策として、路面等にチョーク書きで日時等を記す「イエローチョーク作戦」という施策を実施している例があるが、この場合の「チョーク書き」は、広告物ではないと考えて良いか。</p> <p>もし、上記「チョーク書き」が広告物に該当する場合、改正後の第8条第1項第4号の適用除外の条項に該当するか。</p> <p>もし、上記質問の条項に該当しないのであれば、上記「チョーク書き」は、第8条第1項第4号の「道路の効用を高めるため必要と認められる」と思われるが、該当する規則で定める基準に追加する必要はあるか。</p>	<p>第2条第1項において、「屋外広告物」とは常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板その他の工作物等に表示されたものなどのことをいうと定義していますが、「チョーク書き」はこの要件を満たすことから、「屋外広告物」に該当します。</p> <p>「チョーク書き」は犬のフンやポイ捨てごみによる道路の汚損を改善、解消することを目的としており、一般の道路交通の用に供される公共の施設である道路の効用を確保することに繋がることから、改正後の第8条第1項第4号の条項に該当します。</p> <p>また、規則で定める基準は、施設管理者と協議済みで、「道路の路面に表示する場合にあつては10㎡以下であること」という面積要件を定めることを予定していますが、「チョーク書き」のほとんどがこの面積要件を満たすものと考えられ、適用除外となります。そのため、規則で定める基準に追加すべき規定はありませんので、原案のとおりとします。</p>
(2) 関係行政機関から提出された意見・情報			
2	経過措置(付則)	<p>今回の条例改正によりほとんどの地域にて制限が厳しくなる。条例改正の直前に申請・設置された屋外広告物についてもそのタイミングでは問題ないと行政側が判断をしたため設置を実施したにもかかわらず、すぐに改正内容に合うように変更してくださいというのは反発が多いのではと懸念される。また、現在はコロナ禍であり厳しい状況下にある事業者には負担を強いることにもなる。</p> <p>そのため、現在許可されている屋外広告物に関する制限の緩和若しくは経過措置期間の延長(経過措置期間を自家用広告が20年、非自家用広告は10年に延長、条例改正の5年前以内に新規許可を受けた広告物については経過措置期間を延ばす)等の措置を講じるべきである。</p>	<p>行政が許可したものに限らず、適用除外広告物など、改正条例施行時点で適法に表示・設置されているものについては、同様の経過措置期間とすべきと考えます。</p> <p>県内各市が独自条例を制定した際の経過措置期間はほとんどが7年となっていますが、その期間では新基準に適合することができない場合があるとの意見があること、自家用広告物については投資されるコストが比較的大きいことなどを踏まえて、自家用広告物については全国的に見ても長期にわたる10年という経過措置期間を設定しています。</p> <p>また、非自家用広告物については、その性質上表示内容の入れ替わりが多いものであることから、3年の経過措置期間を、簡易広告物については、容易に除却できるものであることから、1年の経過措置期間を設定しています。</p> <p>以上のとおり、広告物の種類ごとに適切な経過措置期間を設けて、新制度への移行が円滑に行われるように配慮したものであることから、原案のとおりとします。</p>

別紙2

滋賀県景観計画の一部改定案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	項目	意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
1	景観形成基準(太陽光発電設備)	再生可能エネルギーの使用が進んでいるドイツは、以前より、野立て(土地に自立して設置)の太陽光発電設備の設置は法律で禁じられ、景観を保護していると聞きます。県内はもとより日本各地で、野立ての太陽光発電設備設置時・設置後も、地域住民の強い反対があることが多々あります。環境県として滋賀県が積極的に野立ての太陽光発電設備の新設、増築の禁止を検討する必要があると思う。	景観計画で定める景観形成基準は、太陽光発電設備等の立地を規制するものではなく、意匠・形態・色彩等の景観に配慮してもらうための基準です。 御意見については、関係機関と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
2	関連施策との連携等	草が生えていたり、暗がりだったり、人通りが少なかったりするところには、ゴミのポイ捨て、廃電化製品、農業ゴミ、建築廃材等の不法投棄が多く発生します。ゴミのポイ捨て、不法投棄がしづらい環境、景観づくりが重要だと思う。	御意見については、良好な景観づくりに努めてまいります。他法令とも関わることであることから、関係機関と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。

滋賀県屋外広告物条例【改正案 抜粋】

○本則（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、広告旗、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいう。

2～4 省略

（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物または掲出物件については、第4条および第5条の規定は、適用しない。

(1)～(3) 省略

(4) 禁止物件または道路の路面に表示する広告物で、当該禁止物件または道路の効用を高めるため必要と認められるもののうち、規則で定める基準に適合するもの

(5)～(9) 省略

2・3 省略

○付則（施行日・経過措置）の概要

- ・施行日・・・令和5年4月1日
- ・経過措置・・・条例改正に伴う既存不適格広告物についての経過措置期間
 - ① 簡易広告物・・・1年
 - ② 自家用広告物（①以外）・・・10年
 - ③ 非自家用広告物（①・②以外）・・・3年